

グループホーム いちょうの木  
認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 愛信会（＝開設法人）が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 ①本事業所の名称はグループホーム いちょうの木 とする。

介護保険事業所指定番号 0872005004

②所在地：つくば市上岩崎 835-6

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 1名（常勤兼務）※施設で1名の配置でもよい

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

③ 介護職員 10名以上（常勤、非常勤等）

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、1ユニット9名の2ユニット 計18名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- |  |             |
|--|-------------|
| ① 家賃   | 59,800円/月   |
| ② 食材料費   | 1,080円/日    |
| ③ 水道光熱費  | 12,000円/月   |
| ④ 金銭管理費（通帳など）                                      | 500円/月      |
| ⑤ 家電製品コンセント料                                       | 1点につき500円/月 |
| ⑥ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用（日用品費） | 54円/日       |

2 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。

3 入院、外泊等により不在となる場合には食材料費以外の自己負担分の支払いを受ける。

4 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。

③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(権利擁護、虐待防止及び身体拘束等)

第 11 条 施設は、高齢者の人権を保持し、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。組織的な研修体系に基づき職員一人一人の教育を行う。教育においては、権利擁護から虐待防止、身体拘束となる具体的な行為、身体拘束がもたらす弊害、身体拘束をしないケア、リスクマネジメント等、幅広く学ぶ機会を確保する。

身体拘束において、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等の記録を残すこととする。また、必要性について適宜のカンファレンス、委員会での検討等を行い適正な評価を行い解除に向けた方策を積極的に取るものとする。

権利擁護及び虐待防止に関して、施設の職員は当該施設の利用者及びその他の高齢者において虐待等が疑われる事案を発見した場合には速やかに担当者（法令順守責任者及び法令順守担当者）へ報告をすると共に担当者は併せて関係機関へ報告し状況の是正を図ることとする。

虐待の種類：身体的、心理的、性的、経済的、放置放任、その他準ずる内容

2 虐待予防のための対策を検討する場として、リスクマネジメント委員会を定期的で開催し、虐待予防に関する項目の検討の場とする。（毎月 1 回、第 3 火曜日）

3 虐待予防のための指針を整備し、全従業員への周知と組織的な整備を行う。

4 従業者に対し、虐待予防のための研修を年 2 回以上行う。（内部、外部研修にて）

5 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者として、法令順守責任者（施設長）、法令順守担当者（施設管理者）を設置する。

(秘密保持)

第 12 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 13 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、第三者委員の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対

する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第14条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第15条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

3 施設における感染症または食中毒の蔓延を防ぐために次に掲げる措置を講じる。

- ・施設における感染症又は食中毒の発生及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を2か月に1回程度、定期的で開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ・施設における感染症または食中毒の発生及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- ・感染症の発生時においてもサービスを継続的に提供できるよう業務継続計画を策定し感染症の発生及び蔓延のための研修及び訓練(シュミレーション)を定期的実施する。

(事故発生時の対応・緊急時における対応策)

第16条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

2 事故発生の防止のための指針を策定し、委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行うとともに、組織的な安全対策体制を整備する。

(非常災害対策)

第17条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- ・防火管理者は事業管理者を当て、火元責任者を設置して非常災害対策を行う。
- ・始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- ・非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- ・非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- ・火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

・防火管理者は、従業員に対して、消防計画等に則り、定期的に消防訓練等を実施する。

1. 防火教育及び基礎訓練（消火・通報・避難） 年1回以上
2. 利用者を含めた総合訓練 年2回以上
3. 非常災害設備の使用方法的徹底 随時

・その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制を整備するとともに、地域住民の参加等、協力体制に努めるものとする。

・災害発生時においても、サービスを継続的に提供できるよう、業務継続計画を策定し、日頃より研修や訓練（シュミレーション）を実施する。

（その他運営についての重要事項）

第18条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則 この規程は、平成18年3月23日から施行する。

- 1.平成23年12月1日改訂の内容。
  - ・第4条 ②追加
  - ・第5条 ③一部改訂
- 2.平成26年4月1日改訂の内容
  - ・第5条 ③一部改訂
  - ・第9条 ②一部改訂
  - ③一部改訂
  - ⑥一部改訂
- 3.平成27年4月1日改正の内容
  - ・第5条 ①一部改訂
  - ③一部改訂
- 4.平成30年4月1日改正の内容
  - ・第4条 事業所番号記載
  - ・第11条 身体拘束等について、追加
  - ・第17条 非常災害対策について 一部修正
- 5.令和元年10月1日改定の内容
  - ・第9条 消費増税に伴う料金見直し
- 6.令和3年4月1日改定の内容
  - ・計画作成担当者について ユニットごとに1名配置から施設で1名に変更
- 7.令和5年11月1日改定の内容
  - ・虐待予防について 追加(第11条追記)
  - ・衛生管理(感染症対策)について(第15条追記)
  - ・事故防止について(第16条追記)
  - ・非常災害対策について(第17条追記)
- 8.令和6年8月1日
  - ・利用料について(家賃分更新)
  - ・虐待予防の項目について(研修回数を修正)